

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和2年8月26日

寒川町監査委員 北村美仁  
同 天利薫

**1 監査の種類**

財務監査のうち定期監査

**2 監査の実施期間**

令和2年7月1日から令和2年7月29日まで

**3 監査の対象部課等**

都市建設部都市計画課  
健康子ども部保育・青少年課  
総務部総務課、収納課、税務課

**4 監査の対象**

令和元年度（平成31年4月1日から令和2年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況

**5 監査の着眼点（評価項目）**

これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業の改善状況を確認するとともに、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか、公有財産が適切に管理されているか、予算執行に対して効果的かつ効率的な事務が行われているか、組織や運営の合理化が図られているかなどに着目して監査を実施した。

**6 監査の実施内容**

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金等事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査の他、ヒアリングを実施して検査を行った。

**7 監査の結果**

**【都市建設部都市計画課】**

令和元年度に係る財務及び事務事業執行については、一部の庶務事務、財務事務、財産事務及び物品管理における留意事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

留意事項については文書指導とし、その措置状況の報告を求める。

#### 【健康子ども部保育・青少年課】

令和元年度に係る財務及び事務事業執行については、一部の財務事務における留意事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

留意事項については文書指導とし、その措置状況の報告を求める。

#### 【総務部総務課】

令和元年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

#### 【総務部収納課】

令和元年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

#### 【総務部税務課】

令和元年度に係る財務及び事務事業執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。軽微な留意事項については、口頭で指導した。

### 8 監査の結果に関する意見

#### 【都市建設部都市計画課】

(1) シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）指定管理事務においては、令和2年3月3日付け「シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）における新型コロナウイルス感染拡大防止の対応に伴う費用負担に関する協定書」を締結しており、同協定書に基づき自主事業も含めて損失額を算定し、補償金を支出していた。

自主事業収入を収益としている指定管理者側の現状も理解できるが、自主事業の収入・経費に関しては、指定管理者の「独立採算」事業でもあり、収入・経費ともに指定管理事業の収支には反映させないことになっているため、今後は慎重に検討されたい。

(2) 事務事業を遂行するためには、職員一人ひとりが正確かつ適正に事務処理を行わなければならないが、庶務事務、契約事務、財産管理事務では、正確性や適正性に欠ける事例が散見された。

組織内での複数職員によるチェックなどを徹底し、組織として事務の一定の水準を確保するとともに、遅滞なく事務を遂行できる体制を構築し、適正な事務執行に努められたい。

#### 【健康子ども部保育・青少年課】

(1) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）運営委託については、令和元年度に実施した定期監査においても委託料の積算根拠となる資料の整理、また本部の体制や職員数などが分かる資料の整理などについて指摘しているが、こうした資料を整理し、委託料執行や児童クラブの運営について正確性や透明性を確保されたい。

委託先の法人の状況や運営の実態を把握し、連携を密にして児童クラブ運営事業を進められたい。

(2) 財産管理事務では、適正性に欠ける事例が散見され、組織としてのリスク管理が不十分で、組織内の内部統制が機能していないと言わざるを得ない。組織内での複数職員によるチェックなどを徹底し、組織として事務の一定の水準を確保するとともに、遅滞なく事務を遂行できる体制を構築し、適正な事務執行に努められたい。

**【総務部総務課】**

- (1) 契約事務においては随意契約の割合が高いが、随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に認められる例外的な契約方法であり、特に業者の選定に当たり競争入札によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公正性の観点から、より慎重に行わなければならない。

また、透明性を確保し町民への説明責任を果たす観点から、1者随意契約と判断した経過や理由を具体的に記載する必要がある。こうしたことから関係諸規程に準拠し、今後も適正に事務を執行されたい。

- (2) 地方自治体の人材育成については、経験豊富な職員の退職や若手職員の増加に対応し、知識・技術の継承や若手職員の育成を行っていくことが重要な課題となっている。

また、女性の視点を生かした政策形成やサービスを拡充することが町民の満足度の向上や町の活性化につながることから、女性職員へのキャリア形成支援等を進めることが求められている。今後もニーズにあった研修を適切に実施するとともに、職場研修の充実など人材育成の取り組みを一層推進されたい。

**【総務部収納課、税務課】**

町税事務については、町の収入の根幹をなす重要な事務である。様々なリスクに目を向け、事務ミスが起きないように留意しつつ、引き続き適正な賦課事務及び収納率向上に向けた取り組みを進められたい。